

令和 2 年 1 月

第 8 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和2年12月第8回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第131号	令和2年度 人吉市一般会計補正予算（第13号）
議第132号	令和2年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第133号	令和2年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第134号	令和2年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第135号	令和2年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第3号）
議第136号	令和2年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議第137号	人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議第138号	人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第139号	人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第140号	人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議第141号	人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
議第142号	人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について
議第143号	工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
議第144号	教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

- 議第137号 人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第138号 人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第139号 人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第140号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第141号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第142号 人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和2年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

人吉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

人吉市国民健康保険税条例（昭和31年人吉市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第2項中「（昭和40年法律第33号）」を削り、「同項中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、」を「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは」に改め、「よるものとする。」の次に「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の人吉市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が公布され、国民健康保険税の改正部分が令和3年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第138号

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

人吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年人吉市条例
第23号）の一部を次のように改正する。

附則中「同年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

傷病手当金の支給に係る適用期間が延長されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第139号

人吉市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

人吉市後期高齢者医療に関する条例(平成20年人吉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の附則第2条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正により、延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険条例（平成12年人吉市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の附則第6条の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）による地方税法（昭和25年法律第226号）の改正により、延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第141号

人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例

人吉市企業立地促進条例（平成18年人吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

条例に引用されている省令の題名が改められたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

人吉市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

人吉市都市計画審議会条例（平成12年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5人以内」を「7人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

審議会の学識経験者を5人以内から7人以内に増やし、より幅広く多面的に審議できるようにするため、条例の一部を改正するものである。

議第143号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

令和元年12月第6回人吉市議会（定例会）において議決を経た人吉市庁舎建設工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第3契約金額中「4,068,900,000円」を「4,085,424,438円」に改める。

令和2年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決を経た契約について、議決内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

議第144号

教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

人吉市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

永田ミキ

令和2年12月1日提出

人吉市長 松岡 隼人

参考

1

2

(提案理由)

教育委員会委員を任命するに当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意が必要である。

